

第 6 1 号議案

損害賠償の額の決定について

下記の事件に関し損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

記

1 事件の概要

令和 3 年 1 0 月 5 日豊川市民病院において、相手方に対し総胆管結石の除去手術を行ったところ、当該手術の合併症により十二指腸の^{せん}穿通が生じ、保存的治療を行ったが改善が見られず、外科的治療に切り替えるまでに時間を要したため相手方の容体を悪化させ、長期にわたる入院治療が必要となったもの

2 損害賠償の額

4, 6 8 2, 5 0 8 円

3 損害賠償の相手方

豊川市在住の 5 0 代男性